

令和5年
8月から

後期高齢者医療 被保険者証(保険証) が新しくなります

新しい保険証は、7月中にお住まいの市役所・町村役場から
郵送等により交付します。

**令和5年
7月31日
まで**

後期高齢者医療被保険者証 <small>ピンク</small>	
有効期限	令和5年 7月 31日
交付年月日	令和 年 月 日
被保険者番号	
住所	福島市広域一丁目〇〇番地
氏名	太郎 男
資格取得年月日	
発効期日	みほん
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合 

旧:ピンク色

**令和5年
8月1日
から**

後期高齢者医療被保険者証 <small>オレンジ</small>	
有効期限	令和6年 7月 31日
交付年月日	令和 年 月 日
被保険者番号	
住所	福島市広域一丁目〇〇番地
氏名	太郎 男
資格取得年月日	
発効期日	みほん
一部負担金の割合	
保険者番号並びに保険者の名称及び印	福島県後期高齢者医療広域連合 

新:オレンジ色

更新後



制度の対象となる方

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいがある方
※申請して広域連合の認定を受けた方

- 有効期限を過ぎた場合は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口までご返却いただくか、ご自身で破棄してください。
※ご自身で破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断等により確実に破棄してください。
- 現在お使いのカバーを引き続きお使いください。

窓口負担割合について
令和4年中の所得に応じて
1割・2割・3割

マイナンバーカードが健康保険証として利用できます！



- 1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く**
カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。
- 2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!**
マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!



ここをクリック!

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



お問い合わせ先

お住まいの市町村の
後期高齢者医療制度担当窓口

または



福島県後期高齢者医療広域連合

〒960-8043 福島市中町 8-2 福島県自治会館 2 階

TEL 024-563-3310

ホームページ <https://www.fukushima-kouiki.jp/>

